

企画展示「日本の中世文書」音声ガイド

- 企画展示「日本の中世文書」で来館者向けに提供する音声ガイドの内容です。
展示プロジェクトの作成した解説を元に、展示代表の小島道裕が作成しました。
- 展示場では、館内の無線 LAN (Wi-Fi) による音声ガイドの試行として、御自身のスマートフォンなどで利用していただきます。機器の提供はありません。

0.音声ガイドについて

「日本の中世文書」展にお越しくださり、ありがとうございます。展示代表の小島道裕です。この音声ガイドでは、展示の各コーナーについて、趣旨や見所をご説明します。

番号札の所で画面の数字を押してください。画面には、コーナーの名前と、対象となる資料番号が出ます。試行のため、番号札はあまり目立ちませんが、資料番号を参考にご覧になって探してください。なお、ご利用の際には、必ずイヤホンやヘッドホンをご使用ください。

では、まず企画展示室A室に入って、左のパネルでキャラクターの名前を覚えたら、正面のタイトルの右側にある、赤と青のパネルへお進みください。

1.日本の文書様式の時代による特徴（パネル）

最初に、展示の大きな流れをご説明します。一般に文書には、「公文書」と「私文書」の区分があります。私文書は個人の出す書状として書かれ、公文書には「官」すなわち官僚機構の文書としての様式があります。日本の前近代では、公印を押した「官」の文書や、その系譜を引く文書は次第にすたれて、個人の文書である書状が、公文書としても広く使われるようになったのが特徴です。

2.プロローグ 口頭伝達と文書 プ1～3

このコーナーでは、口頭伝達と文書の関係を扱っています。壁に復元複製がある「榜示札」は読み上げて伝える物。ケースの左にある「前白木簡」は、「誰々の前に白（もう）す」と口頭伝達を前提にした物。宣命は、今の「祝詞」のように読み上げる物です。文書の背景には、このような口頭伝達の世界があり、そのことは、後の文書にもずっと残っていきます。

3.公式様文書 —詔・勅、符・解・移— 1-1～9

ケースの中にある聖武天皇の「勅」の写しには、大きく「勅」と書かれています。この様式は、パネルの敦煌文書にある、「勅」と書かれた文書から来ていることが分かります。

左の行灯型のケースには、律令の公式令に定められた様式のひとつ、「太政官符」があります。万葉集で知られる大伴家持の署名がありますので御覧ください。

その左のケースには、「解」や「移」といった文書もあり、上のパネルにあるような、律令に定められた役所間の上下関係による文書の様式を説明しています。

壁には、韓国の文書の複製を2点展示しています。「関（せき）」と書く「関（かん）」は、唐の律令にある上から下への命令、「牒呈」は下から上への文書です。国家の官僚組織が機能し続けた韓国では、このような印のある「官」文書が使われ続けました。

4.公式様文書の変形 1-10～13

このケースには、正倉院文書の複製が3点あります。律令に定められた下達文書は「符」ですが、ここにあるような、告げるといふ字を書く「告（こく）」なども使われました。また左の弓削道鏡の「牒」のように、個人の牒が下達文書として使われた例もあります。

左のケースにあるのは、中国の吐魯番で発見された、唐代の文書の実物です。

その後は、コノエさんの指示に従って、左の覗きケースへ進んでください。

5.個人の上申文書 —古代の書状様式文書— ① 1-14～19

個人の間でやりとりされる書状形式の文書も、古代から実例が見られます。1-14を見ると、書止めは「謹んで牒す」ですが、宛先は「謹上 乙満尊（おとまろのみこと）の左右（さゆう）」となっています。1-15は、書止めは「以て解す」ですが、書き出しは「謹啓」です。律令の上申文書の書式を使いながら、書状的な表現になっています。

次は漆紙文書です。

6.個人の上申文書 —古代の書状様式文書— ② 1-20・21

1-20は、複製ですが、漆桶の蓋として使われた紙が、漆が染み込んで残ったものです。書止めに「謹啓」という文字が読み取れます。古代の書状は、律令の上申文書の書式を用いる他、「啓」「奏」「状」などの多様な形式が使われ、中国の「書儀」の影響を受けて書状が発達しました。

次は、後ろの壁のケースで第2章「中世の文書へ」を御覧ください。

7.手続き文書の公文書化 —宣旨・口宣案— 2-1・2

2-1「宣旨」は、命令を受けた役人がその内容を記録した、という趣旨の文書です。本来は、これを元に太政官符のような文書が出されるのですが、次第にこの手続き途中のメモを当事者に渡して、権利を保障する文書として扱われるようになりました。

2-2「口宣案」もこれと同様で、天皇の意思を受けた蔵人が、その事案を担当する公卿に渡した「口宣」というメモが元です。それをさらに写して当事者に渡したのが「口宣」の写し、すなわち口宣案で、担当公卿である上卿の名前が書いてあります。

このような、本来の官僚機構に依らない文書が公文書となったのが、中世日本の大きな特徴です。

8.下文の系譜 2-3～10

2-3の「官宣旨」は、太政官の弁官局が出した略式の命令で、書き出しに「下す」とあることから、「弁官下文」とも呼ばれます。この「下文」は、律令文書のように公式の上下関係がなくても使えるため、中世前期には命令の文書として広く用いられました。

左には、皇族や院の政所の下文など、壁には延暦寺政所の下文、そして島津荘という荘園の代官が出した下文が展示されています。

9.綸旨・院宣・令旨 ① 2-11～15

壁にかかっている2-11と手前にある2-12は天皇が出した綸旨、2-13・2-14は、院が出した院

宣と呼ばれる文書です。左の壁のパネルに図解もありますが、最初に本文があり、日付の下に差出、そして最後の行に宛先があります。今の手紙の書き方と基本的に変わりません。

ただ、差出の名前は、天皇や院の意思を受けた秘書役の公家で、天皇や院の意思であることは、文中に、「天気」や「院宣」「院の御気色」といった言葉で示されています。

このように、上位の人間の意思を下位の人間が承って出す書状を「奉書」と言います。中世では、国家の官僚機構よりも、実際に権力を持つ個人が重視されたため、この「奉書」が発達しました。

10. 綸旨・院宣・令旨 ② 2-16~18

手前に日本の令旨（りょうじ）、壁には安南、現在のベトナムの令旨があります。

「令旨」は、親王や皇后などが出す文書です。日本では、綸旨や院宣と同じような書状様式の文書になりましたが、同じ名前でも、安南の令旨は、日付の上に印を押した、東アジアで一般的になった国王文書の様式になっています。右にある朝鮮の国王が出した「教旨」も、これと同様の、日付上に公印を押した文書です。日本の文書が、書状様式に大きく傾いていったことが分かります。

11. 綸旨・院宣・令旨 ③ 2-19~53

この高山寺文書屏風は、源義経の自筆書状が含まれていることでたいへん有名です。義経の書状は、右側の屏風の一番右上にあります。八条女院という皇族に宛てた手紙ですが、全文自筆なので、名前だけで花押は書いていません。宛先がないのは、問い合わせに対する返事だからと思われる。

この屏風の文書は、すべて裏にも文字がありますが、これは、用済みの文書が再利用するために高山寺へ寄進され、そこで裏に仏典を書いたためです。「紙背文書」と呼ばれて、普通なら残らない文書が見られる、貴重な資料です。

なお、この屏風には釈文は一部しか付けていませんが、図録には全部収録していますので、御希望の方はそちらを御覧ください。

次は、左にある平宗盛の自筆書状を見たら、第3章へ進んでください。

12. 鎌倉幕府の発給文書 ① 3-1~5

3-1 から 3-5 まで、鎌倉幕府文書の代表的な様式を展示しています。武家の文書も、基本的には、官文書の系譜を引く「下文」と、書状様式の文書という、二つの系統で理解できます。

3-1 と 3-3 は将軍の出した「袖判下文」で、最も尊大な様式です。三位以上になると政所という家政機関を持つので、3-2 のように政所が下文を出しました。3-4 下知状は執権と連署が署名した文書で、日付の下から一行左へずらした微妙な威張り方です。3-5 関東御教書は、書状の様式で書札様文書と呼ばれます。鎌倉幕府の中で、時期や目的によって、このような様式が使い分けられていました。

次のケースは、ワラベちゃんの指さす方です。

13.鎌倉幕府の発給文書 ② 3-6～10

3-6 から 3-10 は、普成仏院という寺院の所領をめぐる撰関家と幕府のやりとりの文書です。撰津国の野鞍荘という荘園の地頭職を停止する、というもので、一通目の 3-6 は、執権北条泰時・連署北条時房による下知状です。二通目の 3-7 も同じ二人ですが、宛先が摂政である藤原道家であるため、たいへん丁寧な署名の仕方をしています。表には、「武蔵守平泰時」などと実名まで書き、さらに、花押はわざわざ紙の裏に書いています。署名の位置が相手との関係を表していることがよく分かります。

14.室町幕府の発給文書 ①将軍の文書 3-11～18

3-11 から 18 は、越前島津家文書の足利尊氏の文書です。越前島津家は、実際は播磨の武士で、足利尊氏に従って各地を転戦しました。3-11 と 3-15 は所領を与える袖判下文、3-12、13、14 は、「御判の御教書」と呼ばれる書札様文書で、奉書ではなく、将軍が直接出す直状です。3-16 から 18 は、「御内書」と呼ばれる、日付に年も書かない、さらに書状的な文書です。室町幕府はすべての決定を将軍が行ったため、将軍自らの発給文書が発達しました。

なお、3-12 は雁皮紙の小切り紙に書かれています。味方として馳せ参じることを求めた、密書的な軍勢催促状です。壁にある 3-19 と 20 は、尊氏の弟で政務を取り仕切った足利直義の文書で、御家人に官職を取り次いだ 3-20 では、袖判を据えていることが注目されます。

15.室町幕府の発給文書 ②将軍以外の文書 3-21～29

3-21 から 29 は、田中勘兵衛という収集家が集めて、「武家古文書」という巻物に仕立てたものです。室町幕府のいろいろな文書があります。将軍以外の文書としては、3-21 は高師直が出した引付頭人奉書。3-22 足利直義の下知状は、裁判の判決文で、鎌倉幕府の下知状と違って奉書ではありません。直義の花押も、日付の下ではなく奥上に書かれていて、「ドヤ顔」の感じがします。3-25 は細川頼之の出した管領奉書です。

将軍の文書では、3-27 の足利義持御判御教書は、花押が公家様のもので、名前ではなく慈悲の慈という文字をくずして、薄墨で書かれています。3-29 は、御内書と呼ばれる最も書状的な様式で、年も書かれていません。このような直状の文書が、戦国大名や近世武家政権に受け継がれていきました。

次の 16 番は、左の矢印の所です。

16.室町幕府の発給文書 ②将軍以外の文書 3-30～38

このケースにある 2 通は、いずれも室町幕府の奉行人奉書です。紙の全体に文字が書かれているのが「竪紙」、紙の上半分だけに書かれているのが「折紙」です。「折紙」では、年号は月日の肩に書く「付け年号」になっています。「折紙」は、紙の下半分を書状の二枚目の紙の代わりにした、略式で薄礼の文書なので、ここでも宛先が「百姓中」であるように、身分の低い相手には折紙が使われています。この後、信長や秀吉の頃には折紙が一般的なものになっていきます。

なお、「折紙付き」という言葉は、江戸時代に鑑定書がこの折紙の形で書かれたことによります。次は、後ろのケースです。

17.軍忠状 3-39～44

合戦に参加した武士は、戦いで自分の功績を文書にして提出し、その時の指揮官にサインしてもらいます。これが軍忠状と呼ばれる文書で、日付の後ろに「承り候い了んぬ」などと書いた後に花押が据えられているのが、そのサインです。これが後に恩賞をもらうための証拠になります。合戦が多く、また武士の自立性が強かった南北朝時代に多く作られました。

次は、第4章「契約と社会集団」です。ゴケアマさんの案内に従って、副室の行灯型のケースの所に行ってください。

18.売券の世界 ① 4-1～14

古代においては土地の売買には役所の許可が必要だったため、上申文書の「解」の様式で売券が作られ、郡役所の印が押されました。右のケースには、土地売券を並べた巻物がありますが、こちらの売券には印はありません。中世には、役所による保証が機能しなくなったためです。しかし、右の方にある平安時代の文書4-3、4-4は、様式としては「解」で書かれています。官僚組織を前提にした律令の書式が、相對の契約書に応用されたことがわかります。

次は、うしろの壁です。

19.売券の世界 ② 4-15～17

壁にある長い文書4-16は、朝鮮で奴婢の売買を行った際、役所に申請して証明を受けた際の文書です。別々の文書を貼り継いだのではなく、この7通全部が一つの売買に関する書類です。国家の官僚機構に財産を保証する機能があったため、このようなことが行われました。

署判の仕方も注目されます。箱形の中に「左寸」と書き、まわりに点が打たれているのは、指の関節の長さを記した「画指」という署名方法です。アジアでは広く行われ、日本でも、4-15のように古代の文書に見られます。4-14は拇印や爪印を押した事例、4-17は手の形をなぞった方法で、このような身体を使った署名を見ると、物としての文書は、署名した人間と不可分な身体性を持っていると言えそうです。

20 譲状と置文 4-18～25

売買の関係ではなく、子供などに財産を譲与する時に作られたのが「譲状」です。また、譲る相手に対しては、遺言的な「置文」が作られることもありました。このケースには、戦前から海外にも紹介されて有名な、入来院家文書の例を展示しています。

右の壁にある4-25は、朝鮮の譲状の例で、女性が娘に財産を譲り、夫や息子たちが承認の署判をしています。およそ日本の中世に相当する朝鮮前期では、女性の権限が比較的強かったことは、日本と共通するようです。

署名には、女性は個人の印を使い、男性は、名前をくずした着名と、名前とは別の文字、ここでは一つの心「一心」をくずした着押の、二つ花押を書いています。二つ書くのが丁寧な書き方です。

次は、反対側の壁ケースです。

21.起請文と社会集団 4-26～37

このケースと左後ろの覗きケースには、たくさんの方が署名した文書があります。国家の機構が衰退した中世は、「一揆の時代」とも呼ばれます。さまざまな集団が、横のつながりで連帯し、集団内部での取り決めを守るために、約束の遵守を神仏に誓う「起請文」が多く作られました。文書の料紙には、本来は寺社の発行する護符であった「牛玉宝印」がよく用いられました。署名の仕方や、さまざまな牛玉宝印とその使い方を御覧ください。

現代の牛玉法印を見たら、その次は右の壁ケース、寺院文書です。

22.寺院の文書 4-38～43

このケースには、寺院の組織が作った文書を展示しています。寺院は、中世には権門の一つとして大きな勢力をもっていました。組織内のコミュニケーションのためにさまざまな文書が作られましたが、「大衆」という平等原理に基づいた自治的な集団が大きな意味を持ち、集会によって集団の意思を作り、外部に伝達するための、独自の文書様式が生み出されました。

そこでも口頭の伝達は大きな意味を持ち、4-38は「仰詞」という文字通り口頭連絡のメモですし、4-42・43の「山門衆儀事書案」は、天文法華の乱に際して、延暦寺の大衆が法華宗を糾弾した文書で、読み上げるための送り仮名などが見られます。

次は、うしろの覗きケース、公家の文書です。

23.公家の家伝文書 ①改元関係の資料 4-44～49

このケース以降のこの部屋では、公家の広橋家に伝えられた資料を扱っています。いろいろな政務の事案ごとにまとめられているのが特徴ですが、今回は、年号関係の資料を中心に紹介します。

4-44は、鎌倉時代の広橋経光が、年号を決める「年号定」の会議に出席した自筆の記録で、展示個所は、経光の提案した「建長」という案が採用された時のものです。45から48には、「年号勘文」という、年号の案を提出する文書を展示しています。実物は提出されてしまうため、控えや写しとして残ったものです。

24 公家の家伝文書 ②口宣 一年号勘文の勘申者指名— 4-50～52

論旨は第2章で扱いましたが、蔵人が天皇の意思を伝える奉書で、「天気」という文言が入ります。次第に公的な性格を持つようになり、公験すなわち公的な証明書としての論旨が多く残されていますが、朝廷の内部では、その時々々の役職の指名や会議出席のような日常政務の伝達に使われていたことが、広橋家に残された論旨を見ると分かります。

次の25番は、うしろの覗きケースです。

25.公家の家伝文書 ③口宣案の作成過程 4-53～55

年号を決めるときは、まず何人かの公家に案を作ることが命じられます。この天皇の指令を伝える文書がここにある口宣で、蔵人が天皇の詞をメモしただけのものです。年号案の作成者に指名された家では、回覧されてきた口宣を写したようで、ここにあるのも、自分の名前の所が略されていたりするので写しと分かります。

写しなのに蔵人が使う宿紙に書かれているのはおかしいようですが、これは、広橋家にも当時蔵人がいたため、手元にあった宿紙を使ったものと考えられます。朝廷の文書の作成も、実際はそれぞれの家に請け負われていた、という事情が背景にあります。

26.公家の家伝文書 ④繪旨 一日常政務の文書として— 4-57~59

口宣案という文書も第2章でも扱いましたが、正式な太政官の文書が出される過程で作られたメモ「口宣」を、さらに写して当事者に渡したものです。これが公式な文書になると、口宣案を作る手続きが定められ、それがうかがえる文書が広橋家の資料にあります。

左のパネルにあるように、まず天皇の指示によって「口宣案」の案が蔵人を通じて担当の公卿「上卿」に伝えられ、上卿から蔵人に戻されて、当事者に渡されます。4-54が蔵人から上卿へ送るときの添え状で、このときは広橋が上卿。53と55は上卿から蔵人へ戻すときの添え状「返献状」で、この時は蔵人が広橋です。56は完成した口宣案の書式見本のようです。

蔵人にも上卿にもなった広橋家は、その過程の手続きが分かるように、サンプルを手元に残しておいたものと思われる。

このケースを見たら、元の主室に戻って、絵巻のパネルがあるケースに進んでください。まだ、広橋家と公家関係の資料が続きます。

27.公家の家伝文書 ⑤興福寺維摩会の勅使と文書 4-60・61

維摩会は、単に興福寺の行事であるだけでなく、国家的な僧侶の組織にとっても重要な意味を持っていました。広橋は、興福寺維摩会の勅使として派遣されることがありました。4-60は鎌倉時代の広橋経光が平安時代の勅使の記録を写したもの、4-61は広橋兼宣が書式の例を写した物で、公家は、このようなさまざまな先例に基づいて政務を行っていました。

28.公家の家伝文書 ⑥日記と文書 4-62

室町時代の広橋兼頭の記事ですが、実物の文書が貼り継がれています。七夕に將軍から送られた花の花瓶と盆を返す、という話で、日記の本文に続けて、女官の勾当の内侍が天皇の指示を書いた仮名の手紙があり、その次に、將軍の物品を管理する「公方御蔵」靱井氏の部下が書いた受取が貼られています。日記には、文書の写しや書式が書かれるだけでなく、このように実物が挿入されることもありました。案件ごとに書類をまとめて残そうとする公家の習性がうかがえると思います。

29.公家の家伝文書 ⑦宣命の作成と伝達 4-63~65

宣命については、プロローグに現存最古の例を展示していますが、朝廷の儀式や寺社への祈禱などの際に、後世まで作られました。ここに挙げたものは、広橋が作成や伝達にさいして関わった宣命の写しです。4-63と64は展示替えがありますが、大臣任命の際のものと白馬節会の際のもので、広橋が伝え読み上げたと思われます。4-65は、蔵人として奉行した際の寺社祈禱について記された日記で、宣命の草案を写したものが貼り継がれています。

30.公家の家伝文書 ⑧位記と中国の告身 4-66

位記は位階を与える叙位の際に交付された文書で、位によって色などに違いがありますが、展示の4-66は宿紙を使ったものです。元は唐の告身という官職の辞令書を元にしており、パネルで、宋の告身の事例を実物大で展示しています。詩人として有名な、蘇軾(そしよく)の署名もあるものです。

以上でA室の展示は終わりです。

廊下に出たら、右向かいのB室へお越してください。

31 天皇の自筆書状 5-1・2

天皇の意思は通常は口頭の指示として伝えられ文書にされていきますが、自ら筆をとって書いた書状は、「宸翰」として、書としても珍重されてきました。5-1は後醍醐天皇の筆跡で、太々として力強く、帝王然としています。壁にある5-2は、後土御門天皇が書いた散らし書きです。読み方にはルールがありますので、パネルを参考にして御覧ください。

なお、この章では、文書の料紙の問題も少し取り上げています。右後ろの壁にある、超拡大コンテンツも御覧ください。

32.戦国大名の書状と印判状 ①書状様式の中の公と私 5-3～17

このケースには、いろいろな戦国大名の出した文書が並べられています。戦国時代には、律令文書の系譜を引く下文などの官文書系の文書はほとんどすたれて、戦国大名の出した文書は大部分が書状様式のもので、しかし、その中にも公的な物と私的な物の使い分けはありました。たとえば、5-11・12・13はいずれも伊達政宗の文書ですが、知行充行の朱印状から、自筆の茶会の誘いまで、同じ書状様式と言っても、文書の雰囲気にはかなり差があることが分かります。

印判状を出した戦国大名は多いですが、5-15 武田信玄朱印状や、5-17 織田信長朱印状など、このケースにある印判状は、すべて日付の下に花押の代わりに押した物で、様式的にはやはり一種の書状です。

次は、うしろの覗きケースにお進みください。

33.戦国大名の書状と印判状 ②秀吉の書状と朱印状 5-18～23

5-18は、秀吉が賤ヶ岳の戦いの直後に上杉景勝の家臣である直江兼統らに充てた書状で、大名間の外交文書によく使われた雁皮紙に書かれています。近年原本を当館が入手し、今回初めて展示するものです。

5-19以下は、秀吉文書の変化を示しています。署名が丁寧で通常の楮紙に書かれたものから、署名が朱印だけになり、皺のある大高檀紙に書かれたものまで、権威の上昇と共に文書も尊大になっていきます。宛先の亀井茲矩は、秀吉が織田信長の部将だったころから行動を共にしていたため、同じ人物に宛てた文書で変化を追うことができます。

次は、奥の壁にある高いケースです。

34.戦国大名の書状と印判状 ③北条氏と千葉氏・里見氏の文書 5-24～34

小田原を本拠とした北条氏、そしてその影響を受けた千葉氏などは、花押の代わりではない印

判状を作ったことで注目されます。まずこのケースは北条氏と千葉氏の書状。壁の 5-24 と手前の 5-25 は、共に料紙は雁皮紙で、大名間の外交や感状に用いられた例です。5-27 北条氏政の印判状は、個人の印で、日付の下に押されています。

左のケースにある 5-28・29 は、「禄寿応穩」という印文の上に虎が描かれた北条家の印ですが、日付の上に押してあるのが特徴です。これは明らかに花押とは別の用法で、明や朝鮮などの国王文書と同様の様式であることが注目されます。5-30 の伝馬手形も同様です。なお、この伝馬手形は、小田原から佐倉までの宿に宛てられたものです。

その左のケースでは、このような北条氏文書の影響を受けたとみられる、千葉氏や里見氏の文書を展示しています。印が、日付の上に押されています。

35.戦国期の社会と文書 ①掟書 5-35～38

掟書は古代から領主の出した文書で、そこに印が使われることもありましたが。5-35 石田三成の掟書には、「藤原三成」という印文の印が使われています。「三成」のような実名を用いる場合は、苗字の「石田」ではなく、本姓を使うのが習わしでした。官途名を用いる時は、「石田治部少輔」のように苗字を用います。

また、掟書には村や町を保護する内容があるため、写しや偽文書も作られています。5-36 の羽柴藤吉郎、つまり秀吉の掟書は、一見稚拙でニセモノと見なされていた物ですが、条文などに不自然な所はなく、むしろ、自らの村を兵士の乱暴狼藉から守るために、他の村が得た掟書を写したのではないかと考えられます。5-38 は武田信玄が甲斐国の百姓に充てたとされる偽文書で、有利な年貢を維持する根拠として、お札のように大量に作られていました。

36.戦国期の社会と文書 ②庶民の印 5-39～43

印は、大名だけでなく、さまざまな人たちが用いました。5-39 は、タイに渡った日本人の首領が亀井茲矩に出した文書で、現地の図像でしょうか、独特な印を用いています。右のケースは庶民の印で、意外に早く、15 世紀半ばにはすでに見られます。印が横を向いているものもあり。字を書けない人間が用いた可能性も考えられます。

37.戦国期の社会と文書 ③古文書の料紙について —雁皮紙と竹紙— 5-44・45

この2通は、展示室の入口にあった、古文書料紙の超拡大コンテンツで扱っている文書です。竹を使った竹紙は、日本では生産されず、文書に使うのは、琉球以外では珍しいですが、東南アジア貿易に熱心だった亀井茲矩が、子孫への遺言状に、自らの事績を誇って用いたのではないかと思います。

38.江戸幕府の文書 5-46～49

公印を日付の上に押す北条氏の印判状は、江戸幕府でも試みた形跡がありますが、定着はせず、基本的に書状様式の公文書が、近世を通じて用いられました。

壁にあるのは、御内書と呼ばれる家康の儀礼的な黒印状で、印文は「源家康」です。手前にあるのは、領地充行の朱印状と老中奉書です。幕閣では最高位の老中たちが出した文書も、年の記載すらない、全くといって良いほどの書状様式です。日本ではこのような文書のあり方が、近代

に至るまで続きます。

39. 明の皇帝文書・官文書 6-1～5

中国の明から日本に送られた文書を展示しています。

6-1 は足利義満宛の勅書、6-2・6-3 は、文禄の役の講和の際に豊臣秀吉に充てて出された勅諭と誥命（こうめい）です。誥命は、皇帝が官職に任命する、唐代の告身の系譜の文書で、全体は上にパネルで表示しています。実際は更に大きく、縦 32 cm、横 501 cm もあります。「天」や「皇帝」などの文字を敬って高く上げる「擡頭」が見られます。

左にある大きな平置きケースでは、6-5 兵部筋付と 6-4（しょうしゅう）咨文を展示替えて出しています。筋付は官職の任命状、咨文は対等な官庁の間で出された文書です。いずれも国内文書の様式を使っています。

次は、大きな文書が入っている高いケースです。

40. 朝鮮の国王文書・官文書と外交文書 6-6～11

最初にあるのは、「王旨」という朝鮮初期の琉球の国王文書で、後に右にある「教旨」という名前になりました。三つの大きな文書は、官職に任命する告身です。倭寇への対策として名目的な官職を授けたもので、特に大きいのは権威を示すためと思われる。その右には、江戸時代に朝鮮通信使がもたらした文書を展示しています。日本との外交には、対等な関係を表すために、上下関係のない書状様式で文書をやりとりしていました。

41. 琉球の国王文書と外交文書 6-12～18

6-12 から 15 は、「首里之印」という朱印が押された国王文書で、官職の任命書です。最初は独特の平仮名で書かれていますが、江戸時代に薩摩の支配を受けるようになってから、日本の文書と同じような漢字の文書に変わっていきます。

日本の武家との外交には、書状様式の文書が用いられていました。当館の越前島津家文書から、江戸時代の国王が花押を据えた文書を展示している他、展示替えて、第 1 期と第 3 期には、東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書から、16 世紀段階の外交文書を展示しています。

42. 安南・イルハン朝の文書（パネル）

ベトナムとイランの文書はパネルで紹介しています。

安南の黎朝という王朝の国王は「皇帝」を名乗り、文書には、「勅命之宝」という朱印を日付の所に押しています。独自の年号を用いたり、五本爪の龍を料紙にあしらったりしていることに、中国の皇帝への対抗意識がうかがわれます。

現在のイランに 13～14 世紀にあったイルハン朝は、モンゴル帝国の一翼であるため、君主や官の文書には、漢字の四角い朱印を押していました。尊敬すべき言葉を行の頭から飛び出させる「擡頭」のような書式も、横書きで右から書くペルシャ語であっても用いています。

次の 43 は、左の行灯ケースです。

43.東南アジア・ヨーロッパへの外交文書 6-18

このケースに展示している文書は、朱印船貿易も行っていた亀井茲矩が、マレー半島にあったパタニという国に宛てた文書の案で、印が二つも押されていますが、どちらも個人の印で、様式としては書状です。武家の外交は東南アジアやヨーロッパにも及びましたが、外交文書の様式として用いられたのは、やはり私文書である書翰、レターで、相手方も同じように書翰の様式で応じていました。書翰は、上下関係が付かず、官文書のような厳密な規定がないため、さまざまな創意工夫の余地がありました。亀井茲矩の書翰案も、そうした試行錯誤のひとつと思われます。

44.エピローグ 近現代に受け継がれた文書の形 エ1~4、参考

このケースには、館蔵の木戸家資料が展示されています。明治新政府は王政復古を掲げて、律令的な印を復活させますが、その押し方は律令文書のものではなく、日付の上に押す、東アジアの文書にならったものでした。しかし、天皇の発給する文書は、直筆の署名とその下に「天皇御璽」を押す、いわゆる「御名御璽」の様式になっていきます。直筆の署名は西洋のサイン文化の影響、名前の下に印を押すのは、中世から近世にかけて、武家が名前の下に花押を書いたことに由来すると考えられます。

最後に、参考として、現在作られている文書の一例を展示しました。私たちが何気なく使っている個人の丸印や組織の四角い印、そして押し方などにも、この展示で見えてきたいろいろな背景が反映しています。

45.データベース、体験コーナーなどのご案内

これで最後です。いかがでしたか？

パネルにあるように、当館では「館蔵中世古文書データベース」も作成中です。ホームページからアクセスできますので、ご活用いただければ幸いです。

展示室を出たら、A室の前には、体験コーナーや、古文書読み解きコンテンツのタッチパネルもあります。アンケートでご感想も書いていただけるとうれしいです。

エスカレーターを上がった所にはミュージアムショップがあり、図録や関連グッズも販売しております。よろしければお立ち寄りください。

では、皆様またお会いしましょう。ごきげんよう。